

覚 書

福島市長 馬場雄基(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)は、福島市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌(以下「提供資料」という。)の提供等に関し、福島市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

記

(提供資料)

第1条 乙は、乙が選定した次に掲げる提供資料の購入費用を全額負担し、当該提供資料を甲に提供する。

	提供資料名	配架先	備考
1			
2			
3			

(広告の掲載期間)

第2条 広告を掲載する期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。

2 前項の掲載期間満了の2か月前までに、乙から雑誌スポンサー中止届(様式第8号)の提出がない場合は、従前と同一の条件で自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲載期間は、更新前の広告の掲載期間満了日の翌年の3月31日までとする。

(提供資料の購入)

第3条 乙は、広告の掲載期間において、甲が指定する納入業者と当該年度末までの購読契約を締結するものとする。

2 図書館に提供する雑誌の購入代金は、乙が全額負担し、納入業者に直接支払わなければならない。

(広告の掲載)

第4条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、要綱第8条に規定する広告の掲載方法により広告を掲載する。

2 教育委員会は、要綱第6条に規定する広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告掲載の責務等)

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、広告の掲載に関して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任及び負担において解決をするものとする。

2 乙は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。
- 4 教育委員会は、広告の具体的な内容に関し、修正又は削除が必要と判断した場合は、乙に指示するものとする。この場合において、乙は、正当な理由がない限り、教育委員会が指示する広告内容の修正又は削除に応じなければならない。
- 5 乙は、広告チラシ及び雑誌架の広告の作成並びにこれらの作成に要するすべての費用を負担するものとする。

(広告内容の変更)

- 第6条 乙は、広告の掲載期間中に掲載する広告内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー広告内容の変更申請書(様式第4号)の提出を受けたときは、提出書類を審査する。
 - 3 教育委員会は、審査が終了したときは、広告内容の変更を承認するときはその旨を、広告内容の変更を承諾しないときはその旨を、速やかに雑誌スポンサー広告内容の変更通知書(様式第5号)により乙に通知するものとする。

(提供資料の変更)

- 第7条 乙は、提供資料が休刊又は廃刊その他の理由により提供することができなくなる恐れがあるときは、教育委員会と協議のうえ、要綱第9条第1項に規定する「スポンサー募集雑誌リスト」に記載する別の雑誌に広告を振り替えることができる。
- 2 乙は、雑誌の振り替えを申し込むときは、雑誌スポンサー提供資料変更申請書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー提供資料変更申請書(様式第6号)の提出を受けたときは、申請内容を審査のうえ、雑誌スポンサー提供資料変更通知書(様式第7号)により、乙に通知するものとする。

(提供資料の提供の中止)

- 第8条 乙は、提供資料の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに、雑誌スポンサー中止届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の雑誌スポンサー中止届(様式第8号)の提出を受けたときは、雑誌スポンサー終了・取消通知書(様式第9号)により、乙に通知するものとする。

(スポンサーの取消)

- 第9条 教育委員会は、乙が要綱第15条第1項各号に規定するスポンサーの取消事由に該当する場合は、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、スポンサー承諾の決定を取り消すことができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定によりスポンサーの決定を取り消したときは、速やかに雑誌スポンサー終了・取消通知書(様式第9号)により、乙に通知するものとする。この場合において、教育委員会は、すでに納入されている提供資料の返還はせず、また、当該提供資料の保存及び配架方法については、スポンサー名及び広告を外したうえで教育委員会が決定するものとする。
 - 3 教育委員会は、スポンサーの取消によって生じた損害の責めを負わない。

第10条 本覚書に定めのない事項については、要綱に基づき、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

年 月 日

甲 所在地 福島市五老内町3番1号
福島市長
馬場 雄基 ⑩

乙 所在地
名 称
代表者 ⑩